

## 決 定 書

異議申出人  
岡山県苫田郡鏡野町  
福 島 剛

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年4月2日付けで提起された、令和7年3月30日執行の鏡野町長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出について、鏡野町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、次のとおり決定する。

### 主 文

本件異議の申出を棄却する。

### 異議申出の要旨

申出人は、自ら立候補した本件選挙を無効とするとの決定を求める旨の申出をしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 当時鏡野町長であった山崎氏が、本件選挙における当選人である瀬島候補の出馬表明の記者会見に同席し、瀬島候補を当選させることを目的に、町長という地位を利用したことは、公職選挙法（以下「公選法」という。）第136条の2第2項に違反する行為である。
- 2 本件選挙における当選人である瀬島候補が、事務所開きにおいて、衆議院議員の平沼氏や岡山県議会議員の清水氏を招待した行為は、投票獲得の意思をもって行われる事前運動で、公選法第129条に違反する行為である。
- 3 本件選挙の選挙期間中に、本件選挙における当選人である瀬島候補が、本件選挙と同時に行われている鏡野町議会議員選挙の松岡候補と牧野候補の選挙事務所を訪問したことは、公選法第138条に違反する個別訪問である。

### 決 定 の 理 由

#### 1 本件選挙及び本件異議の申出の経緯

本件選挙は、令和7年3月30日に執行され、同日開催された選挙会において、瀬島候補の得票数が5,828票、申出人の得票数が679票であると決定した。

これに対し、本件選挙における候補者である申出人は、同年4月2日、鏡野町長選挙は無効であるとの決定を求め、本件異議の申出を提起した。

#### 2 審理

本件異議の申出において、申出人は、上記3点の公選法違反を理由に本件選挙が無効

であると主張するため、これらの主張を踏まえて、本件選挙が無効となるか否かについて、審理した。

選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反」して選挙が行われ、かつ、その規定違反が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とされている。

ここで、公選法第205条第1項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない」「もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事情を生じた場合には、選挙の自由公正は失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）とされている。

以上を踏まえて、申出人の主張が本件選挙を無効とする場合に該当するか否かを検討したところ、仮に申出人が主張する3点の公職選挙法違反があったとしても、これらの違反はいずれも、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反に該当するにとどまり、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反する行為や、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害される行為にはあたらないし、申出人の主張する3点の公職選挙法違反によって、選挙区内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたとも認められない。

したがって、申出人の主張する上記3点の公選法違反は、仮にそのような違反が認められたとしても、そもそも選挙無効の理由にはなりえないものであり、公選法第205条第1項の「選挙の規定に違反すること」には当たらない。

### 3 結論

以上のとおり、本件選挙における選挙の効力に関する申出人の主張は、いずれも理由がないことから認めることはできない。

よって、主文のとおり決定する。

令和7年4月25日

鏡野町選挙管理委員会

委員長 井 場 茂 雄

### 教 示

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で岡山県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。